

一般財団法人ふくしま建築住宅センター  
確 認 検 査 手 数 料 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター建築確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査の手数料について、必要な事項を定める。

(建築物等に関する確認の手数料)

第2条 業務規程第6条に規定する建築物等に関する確認の手数料は、確認申請1件につき、当該申請に係る建築物等の建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額の手数料とする。

ただし、特例とは法第6条の3に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいう。  
(以下、第4条及び第5条において同じ)

| 床 面 積 の 合 計                       | 金 額         |
|-----------------------------------|-------------|
| 30平方メートル以内のもの                     | 特例有 7,000円  |
|                                   | 特例無 15,000円 |
| 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの        | 特例有 12,000円 |
|                                   | 特例無 19,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの       | 特例有 18,000円 |
|                                   | 特例無 24,000円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの       | 38,000円     |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの     | 68,000円     |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの   | 96,000円     |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  | 280,000円    |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 480,000円    |
| 50,000平方メートルを超えるもの                | 920,000円    |

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物等を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物等の計画の変更をして建築物等を建築する場合(移転する場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積。)
- (3) 建築物等を移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替、用途変更をする場合

(次号に掲げる場合を除く。)は、当該移転又は修繕若しくは模様替、用途変更に係る部分の床面積の2分の1

- (4) 確認を受けた建築物等の計画の変更をして建築物等を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替、用途変更をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 第1項に規定する確認申請に係る計画に、法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、同項の手数料に当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を加える。

- (1) 昇降機を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)

18,000円

- (2) 確認を受けた昇降機に係る計画の変更をして昇降機を設置する場合

10,000円

- 4 法第20条各号による構造計算適合性判定を求める場合の手数料については第1項及び第2項に規定する確認申請に係る計画の手数料に別表に定める額の手数料を加える。

- 5 第1項に規定する確認申請に係る計画が、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める額の手数料を加算する。

- (1) 省令第1条の3の構造計算の添付を要する建築物

延べ面積500㎡以内 : 1の建築物につき15,000円

延べ面積500㎡超える : 1の建築物につき20,000円

- (2) 省令第10条の16の天空率を用いた場合

1の建築物につき10,000円

- (3) 省令第1条の3の耐火性能検証法により検証した際の計算書を用いた場合

1の建築物につき20,000円

- (4) 省令第1条の3の階避難安全検証法により検証した際の計算書を用いた場合

1の建築物につき20,000円

- (5) 省令第1条の3の全館避難安全検証法により検証した際の計算書を用いた場合

1の建築物につき20,000円

(建築設備及び工作物に関する確認の手数料)

- 第3条 業務規程第6条に規定する法第87条の2において準用する法第6条の2第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の手数料の額は、確認申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料とする。

- (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)

18,000円

- (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

10,000円

- 2 業務規程第6条に規定する法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条の2第1項の規定に基づく工作物に関する確認の手数料の額は、確認申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料とする。

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）

16,000円

- (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合

8,000円

(建築物等に関する中間検査の手数料)

- 第4条 業務規程第19条の規定による中間検査の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物等の建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額の手数料とする。

| 床 面 積 の 合 計                       | 金 額         |
|-----------------------------------|-------------|
| 100平方メートル以内のもの                    | 特例有 14,000円 |
|                                   | 特例無 21,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの       | 特例有 20,000円 |
|                                   | 特例無 25,000円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの       | 40,000円     |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの     | 66,000円     |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの   | 90,000円     |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  | 200,000円    |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 320,000円    |
| 50,000平方メートルを超えるもの                | 660,000円    |

- 2 前項に規定する申請が当センター以外の者が確認審査した場合においては、同項の手数料に当該建築物1件につき、5,000円の手数料を加える。

(第5条において同じ)

(建築物等に関する完了検査の手数料)

- 第5条 業務規程第26条の規定による完了検査の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物等の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額の手数料とする。

| 床 面 積 の 合 計                                 | 金 額             |
|---------------------------------------------|-----------------|
| 3 0 平方メートル以内のもの                             | 特例有 1 3,0 0 0 円 |
|                                             | 特例無 2 0,0 0 0 円 |
| 3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの             | 特例有 1 6,0 0 0 円 |
|                                             | 特例無 2 2,0 0 0 円 |
| 1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの           | 特例有 2 1,0 0 0 円 |
|                                             | 特例無 2 6,0 0 0 円 |
| 2 0 0 平方メートルを超え、5 0 0 平方メートル以内のもの           | 4 4,0 0 0 円     |
| 5 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの        | 7 2,0 0 0 円     |
| 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの     | 1 0 0,0 0 0 円   |
| 2, 0 0 0 平方メートルを超え、1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの   | 2 4 0,0 0 0 円   |
| 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え、5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの | 3 8 0, 0 0 0 円  |
| 5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの                     | 7 6 0,0 0 0 円   |

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物等を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物等を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転又は修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 第1項に規定する申請に係る計画に、法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、同項の手数料に当該昇降機1基につき、26,000円の手数料を加える。

（建築設備及び工作物に関する完了検査の手数料）

- 第6条 業務規程第6条に規定する法第87条の2において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の手数料は、申請1件につき、26,000円の手数料とする。
- 2 業務規程第6条に規定する法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の手数料は、申請1件につき、18,000円の手数料とする。

（災害に伴う手数料の減額）

- 第7条 住宅（自己の居住の用に供するものに限る。以下同じ）の建築主が災害救助法第2条に規定する被救助者に該当し、住宅の被害が「倒壊又は大規模半壊」の被災（り災）証明書が提出されたときは、確認手数料等を、別に定める範囲内で減額することができる。ただし、当該建築する住宅が、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、その兼ねる部分が延べ床面積の2分の1を超える場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、確認申請手数料等の減額を受けようとする者は、確認申請に際し、建築基準法施行規則により必要とされる書類に前項に該当する書類を添えなければならない。

(複数申請に伴う手数料の減額)

第8条 同一の建築物について、確認申請及び完了検査申請と、住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価をいう。）若しくは住宅瑕疵担保責任保険（財団法人住宅保証機構のまもりすまい保険をいう。）を併せてする申請については、確認検査又は住宅性能評価若しくは住宅瑕疵担保責任保険業務が計画的かつ効率的に実施できるため、実費を勘案して第5条に定める手数料の額から、1,000円を減額することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年 9月 1日から施行する
- 2 この規程の施行日前に、平成12年4月1日又は平成14年4月1日施行のセンター建築確認及び完了検査等手数料規程に基づき、建築主、設置者又は築造主並びにセンターが行った手数料に関する諸手続きは、この規程に基づき行った諸手続きとみなす。

附 則

この規程は、平成19年 6月20日から施行する

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日、（平成23年 4月 1日）から施行する。

別 表

- 1 確認検査業務規定第9条（2）ロ、ニによる構造計算適合性判定が含まれる場合は第2条第1項及び第2項に規定する確認申請に係る計画の手数料に次の額を加えるものとする。

| 床 面 積 の 合 計                       | 金 額      |
|-----------------------------------|----------|
| 1,000平方メートル以内のもの                  | 158,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの   | 212,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  | 253,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 344,000円 |

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 50,000平方メートルを超えるもの | 643,000円 |
|--------------------|----------|

2 確認検査業務規定第9条（2）ハによる構造計算適合性判定が含まれる場合は第2条第1項及び第2項に規定する確認申請に係る計画の手数料に次の額を加えるものとする。

| 床面積の合計                            | 金額       |
|-----------------------------------|----------|
| 1,000平方メートル以内                     | 116,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの   | 141,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  | 161,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 208,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの                | 353,000円 |